

## 雑 報

埼玉県道路公社公告第二号

道路整備特別措置法（昭和三十一年三月十四日法律第七号）第十条第一項の規定による有料道路の料金の額及び徴収期間を、同法第二十五条第一項の規定に基づき次のように公告する。

令和五年十一月二十四日

埼玉県道路公社理事長 田 中 勉

一 路線名

県道越谷流山線

二 有料道路名

三郷流山橋有料道路

三 有料道路の区間

埼玉県三郷市前間から千葉県流山市三輪野山まで

四 料金の額

別表に掲げるとおり

五 割増金の徴収

詐欺その他の不正の行為により料金の徴収を免れた者から、その免れた額の二倍に相当する額を割増金として徴収する。

六 料金の徴収期間

令和五年十一月二十六日から三十年間

別表

(通行1台1回につき 単位：円)

車種	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車	軽車両等
料金の額	100	150	200	260	410	20

① 回数券の割引率は2割以下とする。ただし、道路交通の適切な配分等の見地から、大量の通勤者及び通学者等の通行に資すると認められる路線バス（道路運送法（昭和26年法律第183号）第4条第1項の規定により許可を受けた一般乗合旅客自動車運送事業をいう。）については、特別措置として回数券の割引率を3割とする。

② 障害者割引

イ. 割引をする自動車

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により交付されている身体障害者手帳又は療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知「療育手帳制度について」別紙）の定めるところにより交付されている療育手帳（以下「手帳」という。）に、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第14条に基づく福祉に関する事務所（市町村及び特別区が設置したものに限る。）又は当該事務所を設置していない町村又は高速道路会社等の有料道路事業者が共同で設ける申込窓口において、以下の（イ）又は（ロ）の要件を満たすものとして、埼玉県道路公社が別に定めるところにより事前に自動車登録番号又は車両番号等の必要事項が記載された自動車とする。

ただし、以下（イ）又は（ロ）の要件を満たす自動車以外の自動車であっても、埼玉県道路公社が別に定めるものについては、埼玉県道路公社が別に定めるところにより本割引を適用するものとする。

（イ）手帳の交付を受けている者が、手帳を携行して自ら運転する自動車のうち日常生活の用に供され、本人又はその親族等が所有する自動車（営業用の自動車を除く。）で、埼玉県道路公社が別に定めるもの。

（ロ）手帳の交付を受けている者のうち、重度の障害を持つ者として身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に定める障害の等級又は「療育手帳制度の実施について（昭和48年9月27日発第725号厚生省児童家庭局長通知）」の第三に定める障害の程度に基づき埼玉県道路公社が別に定める者（以下「重度障害者」という。）が手帳を携行して乗車し、その移動のために本人以外の者が運転する自動車のうち日常生活の用に供され、当該重度障害者又はその親族等が所有する（これらの者がこれらの自動車を所有していない場合にあっては、当該重度障害者を継続して日常的に介護している者が所有する）自動車（営業用の自動車を除く。）で、埼玉県道路公社が別に定めるもの。

また、上記（イ）又は（ロ）の要件を満たす自動車以外の自動車であっても、埼玉

県道路公社が別に定めるものについては、埼玉県道路公社が別に定めるところにより本割引を適用するものとする。

ロ. 割引率

割引率は5割以下とする。

③ 自動車等の種類は、付表のとおり。

注) 埼玉県道路公社が別に定めるものとは、「有料道路における障害者割引措置実施要領」をいう。

## 自動車等の種類

付表

車種区分	自動車等の種類	摘 要
軽自動車等	イ 軽自動車	道路運送車両法（昭和26年法律185号。以下「法」という。）第3条の軽自動車をいう。
	ロ 小型特殊自動車	法第3条の小型特殊自動車をいう。
	ハ 小型二輪自動車	法第3条の小型自動車のうち、二輪自動車（側車付き二輪自動車を含む。）であるものをいう。
普通車	ニ 小型自動車	法3条の小型自動車で、人の運送の用に供するものにあつては、乗車定員が10人以下のもの（ハに該当するものを除く。）をいう。
	ホ 普通乗用自動車	法第3条の普通自動車のうち、人の運送の用に供する乗車定員が10人以下のものをいう。
	ヘ けん引自動車が軽自動車等である連結車両	けん引するための構造及び装置を有する自動車（以下「けん引自動車」という。）のうち、イ又はロに該当するものとけん引されるための構造及び装置を有する自動車（以下「被けん引自動車」という。）との連結車両で、被けん引自動車の車軸数が1のものをいう。
中型車	ト 普通貨物自動車 （車両総重量8トン未満かつ最大積載量5トン未満で3車軸以下）	法第3条の普通自動車のうち、貨物の運送の用に供するもの（以下「普通貨物自動車」という。）で、車両総重量8トン未満かつ最大積載量5トン未満で車軸数が3以下のもの又は被けん引自動車を連結していないセミトレーラ用トラクタ（2車軸）をいう。
	チ 乗合型自動車 （乗車定員11人以上29人以下で車両総重量8トン未満）	法第3条の普通自動車のうち、人の運送の用に供する乗車定員11人以上のもの（以下「乗合型自動車」という。）で、乗車定員が29人以下であり、かつ車両総重量8トン未満のものをいう。
	リ けん引自動車が軽自動車等又は普通車である連結車両	イ又はロに該当するけん引自動車と、被けん引自動車（2車軸以上）との連結車両及びニ又はホに該当するけん引自動車と被けん引自動車（1車軸）との連結車両をいう。
大型車	ヌ 普通貨物自動車 （車両総重量8トン以上又は最大積載量5トン以上のもので3車軸以下のもの及び車両総重量が車長及び軸距に応じて25トン以下のもので4車軸のもの）	普通貨物自動車うち、車両総重量8トン以上又は最大積載量5トン以上のもので車軸数の合計が3以下のもの（トに該当するものを除く。）及び車両の総重量が車両の通行の許可の手続等を定める省令（昭和36年建設省令第28号）第1条に定める限度以下でかつ長さ等が車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項第1号から第5号まで（第2号イを除く。）に定める限度以下で車軸数の合計が4のもの並びに被けん引自動車を連結していないセミトレーラ用トラクタ（3車軸）をいう。
	ル 乗合型自動車 （路線を定めて定期若しくは臨時に運行するもの等）	乗合型自動車で、乗車定員が30人以上又は車両総重量8トン以上のもののうち、道路運送法（昭和26年法律第183号）第4条に規定する免許を受けて同法第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が当該免許に係る路線を定期に運行するもの若しくは同法第3条第1号ロに掲げる一般貸切旅客自動車運送事業を営業者が同法第21条第2号に規定する免許を受けて当該許可に係る路線を運行するもの、又は車両総重量8トン以上のもののうち、乗車定員が29人以下で、かつ車両の長さが9メートル未満のものをいう。
	ヲ けん引自動車が普通車、中型車又は大型車（2車軸）である連結車両	ニ又はホに該当するけん引自動車と被けん引自動車（2車軸以上）との連結車両、ト又はチに該当するけん引自動車と被けん引自動車（1車軸）との連結車両及びヌ又はルに該当するけん引自動車（2車軸）と被けん引自動車（1車軸）との連結車両をいう。
特大車	ワ 普通貨物自動車 （4車軸以上）	普通貨物自動車で、車軸数が4以上のもの（ヌに該当するものを除く。）をいう。
	カ 連結車両	けん引自動車と被けん引自動車との連結車両（ヘリ及びワに該当するものを除く。）をいう。
	ヨ 大型特殊自動車	法第3条の大型特殊自動車をいう。
	タ 乗合型自動車 （その他）	乗合型自動車で、乗車定員が30人以上又は車両総重量8トン以上のもの（ルに該当するものを除く。）をいう。
軽車両等	レ 自転車	道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第11号の2に掲げる自転車をいう。
	ソ 軽車両	法第2条第4項に規定する軽車両をいう。
	ヅ 原動機付自転車	法第2条第3項に規定する原動機付自転車をいう。